

政令第 号

独立行政法人水資源機構法施行令

内閣は、独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）及び同法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
  - 第二章 業務の実施方法（第二条 第十七条）
  - 第三章 業務の実施に要する費用（第十八条 第四十二条）
  - 第四章 水資源債券（第四十三条 第五十二条）
  - 第五章 補助金（第五十三条・第五十四条）
  - 第六章 雑則（第五十五条 第六十条）
- 附則

## 第一章 総則

### (特定施設)

第一条 独立行政法人水資源機構法（以下「法」という。）第二条第四項の政令で定める施設は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八条の規定による河川工事としてその新築又は改築が行われる施設とする。

## 第二章 業務の実施方法

### (事業実施計画の記載事項)

第二条 法第十三条第一項の事業実施計画には、当該事業実施計画に係る法第十二条第一項第一号の業務に関し、次の事項を記載しなければならない。

- 一 事業の名称
- 二 事業の目的
- 三 施設の位置及び概要
- 四 貯水、放流、取水又は導水に関する計画

五 かんがい排水に係る業務にあつては、その受益地の区域

六 工期

七 費用及びその負担方法

八 その他業務に関する重要事項

（事業実施計画に関する意見の聴取及び同意の方式）

第三条 法第十三条第三項の規定による意見の聴取及び同意は、書面により行わなければならないものとし、土地改良区にあつては、その同意の書面には、同条第四項の規定による総会又は総代会の議決があつたことを証する書面及び次条の同意署名簿が添付されていなければならないものとする。

第四条 土地改良区は、その組合員のうち法第十三条第三項の流水をかんがいの用に供しようとする者の総数を記載した同意署名簿に、同意しようとする者の署名（記名を含む。）及び押印を得ることによって、同条第四項に規定する同意を得るものとする。

（事業実施計画に関する同意徴集手続の簡素化の要件）

第五条 法第十三条第四項の政令で定める要件は、次のとおりとする。

一 当該改築に係る施設を利用して現に流水をかんがいの用に供する者が、当該改築を行った後においても、引き続き当該施設を利用して流水をかんがいの用に供することができること。

二 当該改築を行うことにより、法第十六条第一項又は第二項の施設管理規程について第十三条第二号に掲げる事項その他管理に関する重要事項で主務大臣が定めるものの変更を要することとならないこと。

三 当該改築に係る施設を利用して現に流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区が次に掲げる費用について負担することとなる金額が、当該土地改良区が当該施設の管理に現に要する費用及び当該改築を行わないものとするれば当該施設の管理に要することとなる費用について負担する金額を考慮して、相当と認められること。

イ 当該改築に要する費用

ロ 当該改築を行った後の当該施設の管理に要する費用

(事業実施計画の認可に関する公示の方法)

第六条 法第十三条第五項又は第十四条第三項の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

(事業の廃止時の協議等の内容)

第七条 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）は、法第十三条第六項の規定により協議し、及び認可を受けようとするときは、費用及びその負担方法その他事業の廃止に関する重要事項を明らかにしてしなければならない。

（事業の廃止に関する意見の聴取及び同意の方式）

第八条 法第十三条第七項の規定による意見の聴取及び同意は、書面により行わなければならないものとする。

（承継されない権利）

第九条 法第十四条第五項の政令で定める権利は、同条第三項に規定する国の水資源開発事業であつて同条第四項の規定により機構がその業務として行うこととなつたもの（以下「機構が承継した国の水資源開発事業」という。）に関する債権で治水特別会計法施行令（昭和三十五年政令第七十号）第二条第二項に規定する附属雑収入となるべきものとする。

（国庫納付金）

第十条 法第十四条第八項の規定により機構が国庫に納付しなければならない金額（次項において「国庫納



る。

(施設管理規程の記載事項)

第十三条 法第十六条第一項又は第二項の施設管理規程には、当該施設管理規程に係る法第十二条第一項第二号の業務に関し、操作を伴う施設に係るものにあつては次に掲げる事項、その他の施設に係るものにあつては第一号、第二号、第五号及び第八号から第十号までに掲げる事項を定めなければならない。

一 施設の名称

二 貯水、放流、取水又は導水に関する計画

三 施設の操作の方法に関する事項(操作特定施設にあつては、その操作の基準となる水位、流量等に関する事項を含む。)

四 放流の際にとるべき措置

五 施設の点検及び整備に関する事項

六 施設を操作するため必要な機械器具等の点検及び整備に関する事項

七 水象又は気象の観測に関する事項

八 管理を他の者に委託するときは、その委託に関する事項

九 費用及びその負担方法

十 その他管理に関する重要事項

(機構が行う河川管理者の権限等)

第十四条 機構が行う特定施設の新築若しくは改築又は当該新築若しくは改築に係る特定施設の管理に関し  
ては、機構は、河川法第十七条から第十九条まで、第二十一条、第六十六条から第六十八条まで、第七十  
四条、第八十九条及び第九十九条の規定に基づく河川管理者の権限を行うものとする。

2 前項の規定により機構が負担させる河川法第六十七条又は第六十八条第二項の規定に基づく負担金は、  
機構の収入とし、機構は、同法第七十四条第三項の納付義務者が負担金等及び延滞金を納付しない場合に  
おいては、国税滞納処分例により、滞納処分をすることができる。

3 第一項の規定により機構が河川管理者の権限を行う場合において、河川法第十八条の他の工事の施行者  
若しくは他の行為の行為者、同法第十九条の他の工事の目的である工作物の管理者又は同法第六十七条若  
しくは第六十八条第二項の費用を負担する者が国又は地方公共団体であるときは、機構は、あらかじめ、

これらの者に協議しなければならない。

(特定施設の工事に関する公示の方法)

第十五条 法第十七条第三項の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

(指揮に関する国土交通大臣の権限の委任)

第十六条 法第十八条第一項の指揮に関する国土交通大臣の権限は、特定施設の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長が行う。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行使することを妨げない。

(危害防止のための通知等)

第十七条 機構は、法第十九条の規定により関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するときは、水資源開発施設又は愛知豊川用水施設を操作する日時のほか、その操作によって放流される流水の量又はその操作によって上昇する下流の水位の見込みを示して行い、同条の規定により一般に周知させようとするときは、主務大臣の定めるところにより、立札による掲示を行うほか、サイレン、警鐘、拡声機その他の方法により警告しなければならない。

### 第三章 業務の実施に要する費用

(特定多目的ダム方式負担割合等)

第十八条 この章において「特定多目的ダム方式負担割合」とは、特定多目的ダム法施行令(昭和三十二年政令第百八十八号)第一条の二から第六条までの規定の例による方法により算定する割合をいう。この場合において、特定施設以外の水資源開発施設にあつては、同令第一条の二ただし書、第二条第一項第二号及び第二項、第三条第二項並びに第六条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第三十七条第二項に規定する主務大臣」と読み替えるものとする。

2 この章において「不要支出額」とは、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業の縮小があつた場合において、当該新築又は改築に要する費用の額と、当該事業の縮小後の水資源開発施設が有する効用と同等の効用を有する水資源開発施設の新築又は改築に要する推定の費用の額との差額をいう。

3 この章において「投資可能限度額」とは、水資源開発施設の新築又は改築に関する事業の目的である各用途について特定多目的ダム法施行令第五条の規定の例により算出した金額又は同令第六条の規定の例により算出した金額のうちいずれか少ない金額から、当該水資源開発施設の効用を全うするため必要な水路、建物、機械その他の施設又は工作物で専ら当該用途に供されているものの新築又は改築に要する費用の

額を控除した金額をいう。この場合において、特定施設以外の水資源開発施設にあつては、同条中「国土交通大臣」とあるのは、「独立行政法人水資源機構法第三十七条第二項に規定する主務大臣」と読み替へるものとする。

(国が機構に交付する費用)

第十九条 法第二十一条第一項及び第二十二条第一項の政令で定める費用は、高潮防御、かんがいその他流水の正常な機能の維持と増進に係る費用とする。

(特定施設の新築又は改築に要する費用の範囲)

第二十条 法第二十一条第一項の費用の範囲は、実施計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費(本工事費、附帯工事費、用地費又は補償費につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。)とする。

(特定施設の新築又は改築に係る交付金の額の算出方法等)

第二十一条 法第二十一条第一項の交付金の額は、特定施設の新築又は改築に要する費用で前条に規定するものの額(機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含ま

れるときは、当該額を控除した額）に、洪水調節、高潮防御、かんがいその他流水の正常な機能の維持と増進のための用途（以下「治水関係用途」という。）に係る特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）とする。

一 本工事費、附帯工事費、用地費又は補償費に係る前条の利息の額

二 当該特定施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（前号に掲げる額を除く。）

三 法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該特定施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第一号に掲げる額を除く。）

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

五 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

六 当該特定施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

2 特定施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（治水関係用途に係る部分の縮小に伴う場合に限る。）における法第二十一条第一項の交付金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつた場合 次に掲げる額を合算した額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）

イ 当該事業の縮小に係る不要支出額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

ロ 当該事業の縮小後において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の当該特定施設に係る費用の負担についての第三十条第一項第二号に掲げる額に当該者に当該特定施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地

方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者の投資可能限度額を超える場合にあっては当該超える額（当該投資可能限度額を超える者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超えない場合にあっては零

二 治水関係用途に係る部分の縮小と併せて水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退があつた場合 次の式により算出した額及びその額に対応する前条の利息の額（法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額）

$$\frac{U_f}{U_f + U_w} \times (U + E_f + E_w)$$

この式において、 $U$ 、 $E_f$ 、 $E_w$ 、 $U_f$ 及び $U_w$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$U$  前号イに掲げる額

$E_f$  当該事業の縮小後において、治水関係用途について前項の規定により算出した額（前条の

利息があるときは、当該利息の額を控除した額）が、当該用途に係る部分の縮小がないもの

と仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額を超える場合にあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えない場合にあつては零

E<sub>w</sub> 前号口に掲げる額。この場合において、同号口中「当該者の投資可能限度額」とあるのは、「当該者が当該用途に係る部分を縮小しないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」とする。

U<sub>f</sub> 治水関係用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号イに掲げる額

U<sub>w</sub> 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号イに掲げる額

3 特定施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（水道若しくは工業用水道に係る部分の縮小又は事業からの撤退に伴う場合に限る。）において、治水関係用途について第一項の規定により算出した額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）が、当該用途に係る投資可能限度額（治水関係用途に係る部分の縮小があつたときは、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当

該用途に係る投資可能限度額) を超える場合には、法第二十一条第一項の交付金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する前条の利息の額(法第二十四条第一項に規定する者が負担すべきものが含まれるときは、その部分を控除した額) に相当する額を控除した額とする。

4 法第二十四条第一項の負担金について同項に規定する者が負担すべき利息がある場合における法第二十一条第一項の交付金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額に当該利息の額を加えた額とする。

5 特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合における法第二十一条第一項の交付金の額は、前各項の規定にかかわらず、特定施設の新築又は改築に要した費用(当該事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用を含む。) で前条に規定するものの額(次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額) に、治水関係用途に係る特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額及びその額に対応する同条の利息の額並びに法第二十四条第一項に規定する者が負担することとされていた利息の額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣が関係行政機関の長と協議し

て定める方法により算出した額とすることができる。

一 本工事費、附帯工事費、用地費又は補償費に係る前条の利息の額

二 当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該特定施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（前号に掲げる額を除く。）

三 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

四 当該特定施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

6 機構が承継した国の水資源開発事業に係る法第二十一条第一項の交付金の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該機構が承継した国の水資源開発事業を行うにつき国が要した費用で治水関係用途に係るものの額を控除した額とする。

7 法第二十一条第一項の交付金は、当該特定施設の新築又は改築が完了するまでの間（当該特定施設の新築又は改築に関する事業が廃止されたときは、その廃止に伴う追加的な工事が完了するまでの間）において、毎年度、国土交通大臣の定めるところにより機構に交付するものとする。ただし、当該交付金の額の

うち法第二十四条第一項の規定により同項に規定する者が負担すべき費用の額に相当する金額については、同条第二項の規定による都道府県知事の納付の状況に応じて、別に国土交通大臣が財務大臣に協議して定めるところによる。

(特定施設の新築又は改築に係る都道府県の負担金)

第二十二條 法第二十一条第三項の規定により同条第一項の交付金の一部を負担する都道府県は、当該交付金に係る特定施設の新築又は改築で治水関係用途に係るものにより利益を受ける都道府県とする。

2 法第二十一条第三項の規定により当該都道府県が負担する負担金の額は、当該特定施設に係る同条第一項の交付金の額(法第二十四条第一項の負担金があるときは、当該負担金の額を控除した額。次項において同じ。)に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 前項の都道府県が一である場合 三分の一。ただし、当該都道府県が後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二号)第二条第一項に規定する適用団体(以下「適用団体」という。)であるときは、次の式により算出した割合(その割合が百分の十未満となるときは、百分の十)とする。

2

1.  $\frac{1}{3} \times r$

3

この式において、 $r$ は、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第三条第一項に規定する引上率（以下「引上率」という。）を表すものとする。

二 前項の都道府県が二以上である場合 国土交通大臣が当該特定施設の新築又は改築で治水関係用途に係るものにより当該都道府県の受ける利益の程度を勘案し、かつ、当該都道府県知事の意見を聴いて、当該都道府県につき定める割合に三分の一（当該都道府県が適用団体であるときは、前号ただし書の割合）を乗じて得た割合

3 法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が河川法施行令第三十六条の二各号に掲げる施設に該当する特定施設に係るものである場合において、当該特定施設に係る法第二十六条第一項の交付金の額が百二十億円を超えるものであるときは、前項各号中「三分の一」とあるのは「十分の三」と、同項第一号中「 $\frac{1}{3}$ 」とあるのは「 $\frac{1}{10}$ 」として、同項の規定を適用するものとする。

3.  $\frac{1}{10}$

4 法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業につき国が要した費用で治水関係用途に係るものの額が、当該事業のうち既に国土交通大臣が行った事業に要した費用で治水関係用途に係るものの額を超えるものときは、第二項中「当該負担金の額を控除した額。次項において同じ。」とあるのは、「当該負担金の額を控除した額。次項において同じ。」に、当該特定施設の新築又は改築の工事で機構が承継した国の水資源開発事業に係るものにつき国が要した費用で治水関係用途に係るものの額から、当該工事のうち既に国土交通大臣が行った工事に要した費用で治水関係用途に係るものの額を控除した額を加えて得た額」として、同項（前項において読み替えて適用する場合を含む。次項において同じ。）の規定を適用するものとする。

5 法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該都道府県が当該事業に係る河川法第六十条第一項の負担金を納付しており、かつ、当該納付した額が、当該事業のうち既に国土交通大臣が行った事業につき同項の規定により当該都道府県が負担すべき負担金の額を超えているときは、当該都道府県の法第二十一条第三項の規定による負担金の額は、第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該超えている額を控除した額と

する。

6 法第二十一条第三項の規定による都道府県の負担金の納付の方法は、国土交通大臣が定めるところによる。

(特定施設の管理及び災害復旧工事に要する費用の範囲)

第二十三条 法第二十二条第一項の特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用の範囲は、操作費、維持修繕費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費とし、同項の特定施設についての災害復旧工事に要する費用の範囲は、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費とする。

2 前項に規定する特定施設についての災害復旧工事に要する費用には、国土交通大臣が特別の事情があると認める応急工事費、応急工事に使用した材料で復旧工事に使用できるものに要した費用及び仮締切、瀬替えその他復旧工事に必要な仮設工事に要する費用を含むものとする。

(特定施設の管理及び災害復旧工事に係る交付金の額の算出方法)

第二十四条 法第二十二条第一項の交付金の額は、次の式により算出した額とする。ただし、これにより算

出することが著しく公平を欠くと認められるときは、国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議して、別に法第二十二條第一項の交付金の額を定めることができる。

$$P_f = \frac{M \times C}{C}$$

この式において、M、C及びP<sub>f</sub>は、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 特定施設の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用及び特定施設についての災害復旧工事に要する費用で前条に規定するものの額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

一 次に掲げる固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の納付に要する費用（以下「ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用」という。）で当該特定施設に係るものの額

イ ダム（ダムと一体となってその効用を全うする施設及び工作物を含む。）の用に供する

固定資産

ロ 堰、湖沼水位調節施設及び水路施設の用に供する土地

---

八 口の施設の操作又は監視の用に供する土地

二 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

三 当該特定施設のうち発電に係る部分の操作、維持、修繕その他の管理又は当該部分についての災害復旧工事を機構に委託した者が負担すべき費用の額

C 当該特定施設の新築又は改築に要する費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

一 当該特定施設の新築又は改築に要する費用に係る第二十条の利息の額

二 当該特定施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（前号に掲げる額を除く。）

三 当該特定施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該特定施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第一号に掲げる額を除く。）

---

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

五 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

六 当該特定施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

P f 第二十一条第一項の規定により算出した法第二十一条第一項の交付金の額（第二十条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）。この場合において、第二十一条第一項第三号中「法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に」とあるのは、「当該特定施設の新築又は改築に関する事業に」とする。

（特定施設の管理及び災害復旧工事に係る都道府県の負担金）

第二十五条 法第二十二条第三項の規定により同条第一項の交付金の一部を負担する都道府県は、当該特定施設に係る法第二十一条第一項の交付金の一部を負担する都道府県とする。

2 法第二十二条第三項の規定により都道府県が負担する負担金の額は、同条第一項の交付金の額に、次の

各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 前項の都道府県が一である場合 百分の四十五

二 前項の都道府県が二以上である場合 当該特定施設に関し国土交通大臣が第二十二條第二項第二号の規定により当該都道府県につき定める割合に百分の四十五を乗じて得た割合

3 法第二十二條第三項の規定による都道府県の負担金が当該特定施設の災害復旧工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号。次条において「負担法」という。）第二条第一項に規定する災害に係るもの（次条第二号から第六号までに掲げるものを除く。）であるときは、前項各号中「百分の四十五」とあるのは、「当該都道府県についての公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第四条第一項（同法第四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による国の負担率をーから減じた割合」として、同項の規定を適用するものとする。

4 法第二十二條第三項の規定による都道府県の負担金の納付の方法は、国土交通大臣が定めるところによる。

（負担法の災害復旧事業費の総額に含まれない費用）

第二十六条 法第二十二条第五項の政令で定める費用は、次に掲げる災害復旧工事に要する費用とする。

- 一 負担法第二条第一項に規定する災害以外の災害に係るもの
  - 二 一箇所の工事の費用が五百万円に満たないもの
  - 三 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの
  - 四 河川の埋そくに係るもの（維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。）
  - 五 災害復旧工事以外の工事の施行中に生じた災害に係るもの
  - 六 直高一メートル未満の小堤その他国土交通大臣が定める小規模な工作物に係るもの
- （特定施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の負担金）

第二十七条 農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十一条各号に掲げる土地（農地法施行法（昭和二十七年法律第二百三十号）第六条第一項の規定により農地法第四十四条第一項の規定により買収したものとみなされる土地及び法第十七条第三項の規定による当該特定施設の新築又は改築の工事の開始に関する公示があつた後に農地法第六十一条の規定により売り渡された土地を含む。）において流水をかんがいの用に供する者は、法第二十四条第一項の負担金を負担する者の範囲から除かれるものとする。

2 法第二十四条第一項の規定により同項の流水をかんがいの用に供する者が負担する負担金の額は、次の式により算出した額を、前項に規定する者を含む法第二十四条第一項の流水をかんがいの用に供する者が負担するものと仮定した場合において、当該流水をかんがいの用に供する者が負担することとなる金額に相当する額及びその額に対応する利息の額とし、その額の算定は、国土交通大臣の定めるところにより、その者の受ける利益の程度に応じて、都道府県知事が行うものとする。

$$R_a = \frac{P_f \times 1}{R_f \times 10}$$

この式において、 $P_f$ 、 $R_f$ 及び $R_a$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$P_f$  第二十一条第一項から第三項までの規定により算出した法第二十一条第一項の交付金の額（

第二十條の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

$R_f$  治水関係用途に係る特定多目的ダム方式負担割合

$R_a$  かんがいの用途に係る特定多目的ダム方式負担割合

第二十八条 法第二十四条第一項の負担金は、元利均等年賦支払の方法（当該負担金の徴収を受ける者の申

出があるときは、その負担金の全部又は一部について、一時支払の方法）により支払わせるものとする。

2 前項の元利均等年賦支払の支払期間は、当該特定施設の新築又は改築の工事が完了した年度（当該特定施設の利用に係るかんがい施設の新設又は拡張であつて機構の業務又は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による国営土地改良事業若しくは都道府県営土地改良事業として行われるものがある場合において、当該かんがい施設の新設又は拡張の工事が当該年度までに完了しないときは、当該かんがい施設の新設又は拡張の工事が完了した年度）の翌年度から起算して十五年を下らない範囲内で国土交通大臣が定める期間とし、その利率は、当該特定施設の新築又は改築に要する費用の財源とされる借入金の利率を基礎として国土交通大臣が定める率とする。ただし、当該特定施設の新築又は改築の工事及び当該かんがい施設の新設又は拡張の工事が完了する以前において、当該特定施設を利用して流水をかんがいの用に供することにより受けべき利益のすべてを受けている者があるときは、当該負担金に係る元利均等年賦支払の支払期間は、その利益のすべてが発生した年度の翌年度以後において都道府県知事が指定する年度から起算するものとする。

3 前二項に規定するもののほか、法第二十四条第一項の負担金の徴収に關し必要な事項は、当該負担金を

徴収する都道府県知事が定めるものとする。

（水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の範囲）

第二十九条 法第二十五条第一項の水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の範囲は、実施計画調査費、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費（これらの費用につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）とする。

（水道等負担金及び水道等撤退負担金）

第三十条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が当該水資源開発施設の新築又は改築につき負担する負担金（以下「水道等負担金」という。）の額は、次に掲げる額を合算した額にその者に当該水資源開発施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額並びにその額に対応する前条の利息の額とする。

一 水道又は工業用水道の用途に専ら供される施設（以下「水道等専用施設」という。）に係る費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した

額)。この場合において、水道等専用施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が二以上あるときは、当該費用の額に、当該二以上の者の特定多目的ダム方式負担割合の合計に対するその者の特定多目的ダム方式負担割合の割合を乗じて得た額とする。

イ 水道等専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

ロ 法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に事業からの撤退をした者があつた場合において、当該者の水道等専用施設に係る費用の負担について次項の規定により算出した額

ハ 水道等専用施設に係る水資源開発施設が水道又は工業用水道の用途に専ら供されるものである場合において、法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

二 水道又は工業用水道の用途を含む二以上の用途に併せ供される施設（以下「水道等共同施設」という。）に係る費用の額（消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、その者の特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額

イ 水道等共同施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要

支出額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

□ 法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に事業からの撤退をした者があ  
る場合において、当該者の水道等共同施設に係る費用の負担について次項の規定により算出した額

八 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

二 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用  
の額

ホ 水道等共同施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

2 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（水道若しくは工業用水道の用途に係る  
部分の縮小又は事業からの撤退に伴う場合に限る。）において、水道又は工業用水道の用途に係る部分を  
縮小した者の水道等負担金の額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号  
に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とし、法第二十五条第一項の規定により事  
業からの撤退をした者が当該水資源開発施設の新築又は改築につき負担する負担金（以下「水道等撤退負  
担金」という。）の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。ただし、

これらにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつた場合 イ又はロに掲げる額と八に掲げる額とを合算した額及びその額に対応する前条の利息の額

イ 水道等専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあつては、当該事業の縮小に係る不要支出額（前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）。この場合において、当該水道等専用施設に関し水道若しくは工業用水道の用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あるときは、当該不要支出額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合に推定される当該不要支出額の合計額に対するその者が単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合に推定される当該不要支出額の割合を乗じて得た額とする。

ロ 水道等専用施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合にあつては、当該事業の廃止までに水道等専用施設の新築又は改築に要した費用及び当該事業の廃止に伴い追加的に必要となる費用の額

(前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額)。この場合において、当該水道等専用施設に関し事業からの撤退をした者が二以上あるときは、当該費用の額に、当該二以上の者の特定多目的ダム方式負担割合の合計に対するその者の特定多目的ダム方式負担割合の割合を乗じて得た額とする。

八 水道等共同施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあつては、次に掲げる額を合算した額(当該水道等共同施設に関し水道若しくは工業用水道の用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あるときは、当該合算した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合に推定される■に掲げる額の合計額)に推定される■に掲げる額の割合を乗じて得た額)

■ 当該事業の縮小に係る不要支出額(前条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額)

■ 当該水道等共同施設が特定施設である場合において、当該事業の縮小後において、治水関係用途の当該水道等共同施設に係る費用の負担について第二十一条第一項の規定により算出した額(第二十条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額)が、当該用途に係る投資可能限度額を超え

るときにあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零

■ 当該事業の縮小後において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の当該水道等共同施設に係る費用の負担についての前項第二号に掲げる額に当該者に当該水道等共同施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者が当該用途に係る部分を縮小しないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額を超えるときにあつては当該超える額（当該投資可能限度額を超える者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零

■ 当該水道等共同施設が第三十三条第二項第一号口のかんがい排水等共同施設（次号において単に「かんがい排水等共同施設」という。）である場合において、当該事業の縮小後において、かんがい排水（かんがい特定施設に係るものを除く。以下同じ。）の用途の当該水道等共同施設に係る費用の負担について同号口の規定により算出した額が、当該用途に係る投資可能限度額を超えるとき

にあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えないときにあつては零

二 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退と併せて治水関係用途に係る部分の縮小又はかんがい排水の用途に係る部分の縮小があつた場合 前号イ又はロに掲げる額と次の式により算出した額（水道等共同施設に関し水道若しくは工業用水道に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をした者が二以上あるときは、当該算出した額に、当該二以上の者のそれぞれが単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合に推定される同号八■に掲げる額の合計額に対するその者が単独で当該用途に係る部分を縮小し又は事業からの撤退をしたものと仮定した場合に推定される同号八■に掲げる額の割合を乗じて得た額）とを合算した額及びその額に対応する前条の利息の額

$$\frac{U_w}{U + E_{fa} + E_w} \times (U + E_{fa} + E_w)$$

この式において、 $U$ 、 $E_{fa}$ 、 $E_w$ 、 $U_{fa}$ 及び $U_w$ は、次の数値を表すものとする。

$U$  前号八■に掲げる額

E fa 当該水道等共同施設が特定施設である場合にあつては前号八■に掲げる額、当該水道等共同施設がかんがい排水等共同施設である場合にあつては同号八■に掲げる額。この場合において、同号八■及び■中「当該用途に係る投資可能限度額」とあるのは、「当該用途に係る

部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額」とする。

E w 前号八■に掲げる額

U fa 当該水道等共同施設が特定施設であり、かつ、治水関係用途に係る部分の縮小があつた場合にあつては当該部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号八■に掲げる額、当該水道等共同施設がかんがい排水等共同施設であり、かつ、かんがい排水の用途に係る部分の縮小があつた場合にあつては当該部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合に推定される同号八■に掲げる額

U w 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号八■に掲げる額

3 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合において、流水を水道又は工業用水道の

用に供する者の水道等共同施設に係る費用の負担についての第一項第二号に掲げる額に当該者に当該水道等共同施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者の投資可能限度額（当該者が水道又は工業用水道の用途に係る部分を縮小したときは、当該者の当該用途に係る部分を縮小しないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額）を超えるときは、当該者に係る水道等負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額及びその額に対応する前条の利息の額に相当する額を控除した額とする。

4 機構が承継した国の水資源開発事業に係る水道等負担金又は水道等撤退負担金の額は、当該水道等負担金又は水道等撤退負担金を負担すべき者が当該事業につき国に納付した金額があるときは、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該国に納付した額を控除した額とする。

5 法第三十五条の規定による補助金がある場合における水道等負担金又は水道等撤退負担金の額は、前各項の規定にかかわらず、これらに規定する額から当該補助金でその者に係るものの額を控除した額とする。

第三十一条 水道等負担金の支払方法は、当該負担金の全部又は一部につき割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法のうちから、水道等撤退負担金の支払方法は、割賦支払又は一時支払の方法のうちから、機構が定めるものとする。

2 機構は、前項の規定により割賦支払の方法によることとするときは、併せて支払期間及びその始期、元利支払の方法並びに利子率を定めなければならない。

3 機構は、第一項の規定により水道等負担金の一部を割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法によることとするときは、併せて当該方法により支払う部分（一時支払の方法にあつては、当該方法により支払う部分及びその支払時期）を定めなければならない。

4 機構は、前三項の規定により支払方法その他の事項を定めようとするときは、あらかじめ、水道等負担金又は水道等撤退負担金を負担すべき者と協議するとともに、国土交通大臣及び主務大臣の認可を受けなければならない。これらを変更するときも、同様とする。

（水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合の負担金）

第三十二条 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が廃止された場合において、法第二十五条第二項

の規定により流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしていた者（当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者を除く。以下この条において同じ。）が同項に規定する費用につき負担する負担金の額は、次に掲げる額を合算した額及びその額に対応する第二十九条の利息の額とする。この場合において、法第三十五条の規定による補助金があるときは、当該補助金でその者に係るものの額を控除するものとする。

一 水道等専用施設に係る費用の額（当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合には、当該者の当該水道等専用施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額を控除した額）。この場合において、水道等専用施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供しようとしていた者が二以上あるときは、当該費用の額に、当該二以上の者の特定多目的ダム方式負担割合の合計に対するその者の特定多目的ダム方式負担割合の割合を乗じて得た額とする。

二 水道等共同施設に係る費用の額（次に掲げる費用の額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、その者の特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額

イ 当該事業の廃止前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の水道等共同施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額

□ 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

八 水道等共同施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき費用の額

2 前条第一項（水道等撤退負担金に係る部分に限る。）、第二項及び第四項の規定は、前項の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第四項中「水道等負担金又は水道等撤退負担金」とあるのは、「次条第一項の負担金」と読み替えるものとする。

（土地改良区負担金）

第三十三条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区が当該水資源開発施設の新築又は改築につき負担する負担金（以下「土地改良区負担金」という。）の額は、当該土地改良区の地区をその区域に含む都道府県に係る都道府県農業分担額（当該新築又は改築について法第三十五条の規定による補助金があるときは、当該補助金で当該都道府県に係るものの額を控除した額）から、当該新築又は改築についての法第二十六条第一項の規定による当該都道府県の負担金の額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除した額（当該都

道府県の区域内にその地区がある土地改良区で土地改良区負担金を負担すべきものが二以上ある場合において、その額に、それぞれの土地改良区の組合員が当該水資源開発施設により受ける利益を勘案して、当該土地改良区につき機構が定める割合を乗じて得た額）及びその額に対応する第二十九条の利息の額とする。

2 前項の都道府県農業分担額は、法第二十六条第一項の規定により水資源開発施設の新築又は改築に要する費用を負担すべき都道府県ごとに定められるものとし、その都道府県ごとの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一 当該都道府県が一である場合 次に掲げる額を合算した額

イ かんがい排水の用途に専ら供される施設（以下「かんがい排水専用施設」という。）に係る費用の額（次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

■ かんがい排水専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

■ かんがい排水専用施設に係る水資源開発施設がかんがい排水の用途に専ら供されるものである場

合において、法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

□ かんがい排水の用途を含む二以上の用途に併せ供される施設（以下「かんがい排水等共同施設」という。）に係る費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）に、かんがい排水の用途に係る特定多目的ダム方式負担割合を乗じて得た額

■ かんがい排水等共同施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

■ 法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者のかんがい排水等共同施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

■ 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

■ かんがい排水等共同施設のうち発電に係る部分の新築又は改築を機構に委託した者が負担すべき

費用の額

二 当該都道府県が二以上ある場合 機構が当該都道府県の区域内の当該水資源開発施設による受益地の受益の程度を勘案し、かつ、当該都道府県知事と協議し、当該都道府県ごとに前号に定める額を按分<sup>あん</sup>して定めた額

3 水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合（かんがい排水の用途に係る部分の縮小に伴う場合に限る。）における第一項の都道府県農業分担額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額を加えた額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣が関係行政機関の長と協議して定める方法により算出した額とすることができる。

一 かんがい排水の用途に係る部分の縮小のみがあつた場合 次に掲げる額を合算した額

イ かんがい排水専用施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあつては、当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

ロ かんがい排水等共同施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合にあつては、次に掲げる額を合算した額

■ 当該事業の縮小に係る不要支出額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）

■ 当該事業の縮小後において、流水を水道又は工業用水道の用に供する者の当該かんがい排水等共同施設に係る費用の負担についての第三十条第一項第二号に掲げる額に当該者に当該かんがい排水等共同施設を利用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額からその額に含まれる機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額を加えた額が、当該者の投資可能限度額を超える場合にあつては当該超える額（当該投資可能限度額を超える者が二以上あるときは、当該超える額の合計額）、当該投資可能限度額を超えない場合にあつては零

二 かんがい排水の用途に係る部分の縮小と併せて水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退があつた場合 前号イに掲げる額と次の式により算出した額とを合算した額

$$(U + E_w + E_a) \times \frac{U_a}{U_w + U_a}$$

この式において、 $U$ 、 $E_w$ 、 $E_a$ 、 $U_w$ 及び $U_a$ は、次の数値を表すものとする。

U 前号口■に掲げる額

E w 前号口■に掲げる額。この場合において、同号口■中「当該者の投資可能限度額」とあるのは、「当該者が当該用途に係る部分を縮小しないものと仮定した場合における当該者の投資可能限度額」とする。

E a 当該事業の縮小後において、かんがい排水の用途について前項第一号口の規定により算出した額が、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額を超える場合にあつては当該超える額、当該投資可能限度額を超えない場合にあつては零

U w 水道若しくは工業用水道の用途に係る部分の縮小又は事業からの撤退のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号口■に掲げる額

U a かんがい排水の用途に係る部分の縮小のみがあつたものと仮定した場合に推定される前号口■に掲げる額

縮小又は事業からの撤退に伴う場合に限る。）において、かんがい排水の用途について第二項第一号口の規定により算出した額が、当該用途に係る投資可能限度額（かんがい排水の用途に係る部分の縮小があったときは、当該用途に係る部分の縮小がないものと仮定した場合における当該用途に係る投資可能限度額）を超える場合には、第一項の都道府県農業分担額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該超える額に相当する額を控除した額とする。

5 土地改良区負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業につき、当該土地改良区負担金を負担すべき土地改良区が土地改良法第九十条第四項の規定により都道府県に納付した額（当該土地改良区の組合員が同条第二項の規定により都道府県に納付した額を含む。以下「土地改良区等納付金」という。）があるときは、当該土地改良区負担金の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から当該土地改良区等納付金を控除した額とする。

第三十四条 土地改良区負担金の支払方法は、元利均等年賦支払の方法（据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）とする。ただし、当該負担金を負担する土地改良区の申出があるときは、その負担金の全部又は一部につき一時支払又は当該年度支払の方法によるものとする。

- 2 前項の元利均等年賦支払の支払期間（据置期間を含む。）は、当該水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了した年度の翌年度から起算して機構が定める期間とし、その利子率は、機構が定めるものとする。
- 3 機構は、前項の規定により支払期間及び利子率を定めようとするときは、あらかじめ、土地改良区負担金を負担する土地改良区と協議するとともに、国土交通大臣及び主務大臣の認可を受けなければならない。これらを変更するときも、同様とする。
- 4 第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する部分の負担金についての元利均等年賦支払の支払期間は、それぞれ当該各号に定める年度から起算するものとする。
  - 一 水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、土地改良区負担金を負担する土地改良区の組合員のうち当該水資源開発施設により受けるべき利益のすべてを受けている者があり、かつ、当該土地改良区に当該土地改良区負担金のうちその利益のすべてを受けている者に係る部分の額を負担させることが適当であると主務大臣が認める場合 その利益のすべてが発生した年度の翌年度以降において主務大臣の指定する年度
- 二 水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、指定工事（当該新築又は改築の工事

のうち早期に完了すべきものとして法第十三条第一項の事業実施計画においてあらかじめ指定した部分の工事をいう。以下この号及び次項において同じ。）が完了し、かつ、土地改良区負担金を負担する土地改良区に当該土地改良区負担金のうち当該指定工事に係る部分の額を負担させることが適当であると主務大臣が認める場合 当該指定工事が完了した年度の翌年度以降において主務大臣の指定する年度

三 水資源開発施設の新築又は改築の工事が完了する以前において、土地改良区負担金を負担する土地改良区から既に完了した部分の工事に係る部分の負担金の支払を開始したい旨の申出があり、かつ、当該申出に係る部分の工事の規模等からみて当該申出に係る部分の負担金を他の負担金の部分と分けて支払わせることが適当であると主務大臣が認める場合（前二号に掲げる場合を除く。） 当該土地改良区が支払期間の始期として申し出た年度

5 前項第二号の規定により指定工事を指定する場合には、法第十三条第一項の事業実施計画において、当該指定工事に關し、施設の位置及び概要、受益地の区域、工期並びに費用及びその負担方法を記載しなければならぬ。

6 第二項の規定にかかわらず、土地改良区負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである

場合において、当該事業を行うにつき国が要した費用のうち国が一般会計において支出した費用（一般会計から国営土地改良事業特別会計に繰り入れたもののうち国庫が負担すべきものを除く。）があるときは、当該土地改良区負担金のうちその費用の額に応じ主務大臣が定めた額の負担金の利子率は、年五分とする。

（水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事に要する費用の範囲）

第三十五条 法第二十五条第一項の水資源開発施設の管理に要する費用及び同条第三項の愛知豊川用水施設の管理に要する費用の範囲は、操作費、維持修繕費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費（これらの費用につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）とし、同条第一項の水資源開発施設についての災害復旧工事に要する費用及び同条第三項の愛知豊川用水施設についての災害復旧工事に要する費用の範囲は、本工事費、附帯工事費、用地費、補償費、機械器具費、事務取扱費及び附属諸費（これらの費用につき支払うべき利息があるときは、当該利息を含む。）とする。

2 第二十三条第二項の規定は、前項の災害復旧工事に要する費用について準用する。この場合において、同条第二項中「国土交通大臣」とあるのは、「主務大臣」と読み替えるものとする。

(水資源開発施設等の管理及び災害復旧工事に要する費用の負担)

第三十六条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水を水道又は工業用水道の用に供する者が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、次の式により算出した額にその者のために行う当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額並びにその額に対応する前条第一項の利息の額とする。ただし、これにより算出することが著しく公平を欠くと認められるときは、主務大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、当該負担金を負担する者の意見を聴いて、別に負担金の額を定めることができる。

$$\frac{P_{w1}}{M} \times \frac{P_{wi}}{C} + T \times \frac{P_{wi}}{P_{w1}}$$

この式において、 $M$ 、 $C$ 、 $P_{w1}$ 、 $T$ 及び $P_{wi}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$M$  当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用で前条に規定するものの額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれる

---

ときは、当該額を控除した額)

- 一 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る前条第一項の利息の額
- 二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額
- 三 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

Ｃ 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の額(消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額)

- 一 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用に係る第二十九条の利息の額
  - 二 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額(前号に掲げる額を除く。)
  - 三 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額(第一号に掲げる額を除く。)
-

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

五 河川法第六十六条、第六十七条又は第六十八条第二項の規定により機構以外の者が負担すべき費用の額

Pw1 その者について第三十条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に」とする。

T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

Pwi 流水を水道又は工業用水道の用に供する者について第三十条第一項各号に掲げる額を合算した額。この場合において、同項第一号口及び第二号口中「法第十三条第一項の事業実施計画の変更の場合であつて当該変更前に」とあるのは、「当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に」とする。

2 法第二十五条第三項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に

供する者が当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、次の式により算

出した額にその者のために行う当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額を加えた額並びにその額に対応する前条第一項の利息の額とする。

$M \times R + T$

この式において、M、R及びTは、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

一 当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る前条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該愛知豊川用水施設に係るものの額

R その者が当該愛知豊川用水施設により受ける利益及びその者が当該愛知豊川用水施設を利用する態様を勘案し、かつ、その者の意見を聴いて農林水産大臣が定める割合

T ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該愛知豊川用水施設に係るものの額のうち

〔、その者の意見を聴いて農林水産大臣が定める額〕

第三十七条 前条の規定により水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の管理につき負担する負担金の支払方法は、当該年度支払の方法によるものとする。

2 前条の規定により水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の災害復旧工事につき負担する負担金の支払方法は、当該負担金の全部又は一部につき、割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法のうちから、機構が定めるものとする。

3 機構は、前項の規定により割賦支払の方法によることとするときは、併せて支払期間及びその始期、元利支払の方法並びに利率を定めなければならない。

4 機構は、第二項の規定により当該負担金の一部を割賦支払、一時支払又は当該年度支払の方法によることとするときは、併せて当該方法により支払う部分（一時支払の方法にあつては、当該方法により支払う部分及びその支払時期）を定めなければならない。

5 機構は、前三項の規定により支払方法その他の事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該負担金を負担すべき者と協議するとともに、国土交通大臣及び主務大臣の認可を受けなければならない。これら

を変更するときも、同様とする。

第三十八条 法第二十五条第一項の規定により水資源開発施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区が当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、次の式により算出した額（当該土地改良区の地区を含む都道府県の区域内に当該管理又は災害復旧工事について同項の規定による負担金を負担すべき土地改良区が二以上ある場合においては、当該算出した額に、それぞれの土地改良区の組合員が当該水資源開発施設により受ける利益を勘案して、当該土地改良区につき機構が定める割合を乗じて得た額）及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。

$$M \times R - S - P_a$$

この式において、 $M$ 、 $R$ 、 $S$ 及び $P_a$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$M$  当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額）

一 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息

の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用の額で当該水資源開発施設に係るものの額

R 当該土地改良区の地区をその区域に含む都道府県に係る第四十条第一項の災害復旧工事等都道府県農業分担割合

S 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事について国の補助金がある場合にあつては当該補助金で当該土地改良区の地区をその区域に含む都道府県に係るものの額、当該補助金がない場合にあつては零

Pa 法第二十六条第一項の規定による土地改良区の地区をその区域に含む都道府県の負担金の額  
(第三十五条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額)

2 法第二十五条第三項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区が当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額は、当該土地改良区の地区をその区域に含む県に係る災害復旧工事等県農業分担額(当該管理又は災害復旧工事について国の補助金があるときは、当該補助金で当該県に係るものの額を控除した額)から、当該管理又は災害復

旧工事についての法第二十六条第一項の規定による当該県の負担金の額（第三十五条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除した額（当該県の区域内にその地区のある土地改良区で当該管理又は災害復旧工事についての法第二十五条第三項の規定による負担金を負担すべきものが二以上ある場合においては、その額に、それぞれの土地改良区の組合員が当該愛知豊川用水施設により受ける利益を勘案して、当該土地改良区につき機構が定める割合を乗じて得た額）及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。

3 前項の災害復旧工事等県農業分担額は、法第二十六条第一項の規定により愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用を負担すべき県ごとに定められるものとし、その県ごとの額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 当該県が一である場合 当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に要する費用で第三十五条に規定するものの額（同条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）から、法第二十五条第三項の規定により愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道又は工業用水道の用に供する者が当該愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事につき負担する負担金の額（第三十五条第一項の利息の額

があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除するほか、その者が法附則第十条に規定する契約により負担する費用があるときは、当該費用の額（当該費用に利息があるときは、当該利息の額を控除した額）を控除した額

二 当該県が二以上ある場合 機構が当該県の区域内の当該愛知豊川用水施設による受益地の受益の程度を勘案し、かつ、当該県知事と協議して、当該県ごとに前号の額を按分して定めた額

4 第三十四条第一項から第三項までの規定は、第一項又は第二項の負担金の支払方法について準用する。

この場合において、同条第三項中「土地改良区負担金」とあるのは、「第三十八条第一項又は第二項の負担金」と読み替えるものとする。

（かんがい排水に係る都道府県の負担金）

第三十九条 法第二十六条第一項の都道府県に負担させる負担金で水資源開発施設の新築又は改築に係るものの額は、当該都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担額（同条第三項に規定する場合にあつては、農林水産大臣が当該都道府県知事の意見を聴いて定める額に限り、当該新築又は改築について法第三十五条の規定による補助金があるときは、第五十三条第三項の規定により算定された補助金で当該都

道府県に係るものの額を控除した額)に百分の六十九(当該都道府県が、当該新築又は改築についての法第二十五条第一項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該都道府県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて機構に申し出たときは、その申し出た割合)を乗じて得た額(当該都道府県が適用団体である場合には、第五十三条第四項の規定により加算される補助金の額で当該都道府県に係るものの額を控除した額)及びその額に対応する第二十九条の利息の額とする。

2 前項に規定する都道府県の負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業につき土地改良区等納付金があるときは、当該都道府県の負担金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額に当該土地改良区等納付金を加算した額とする。

3 第一項に規定する都道府県の負担金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合において、当該事業につき当該都道府県が国に納付した金額があるときは、当該都道府県の負担金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該国に納付した額を控除した額とする。

4 第三十四条第一項から第五項までの規定は、第一項の都道府県の負担金の支払方法について準用する。  
この場合において、同条第一項ただし書中「当該負担金を負担する土地改良区」とあり、並びに同条第三

項及び第四項第三号中「土地改良区負担金を負担する土地改良区」とあるのは「第三十九条第一項から第三項までの負担金を負担する都道府県」と、同号中「当該土地改良区」とあるのは「当該都道府県」と読み替えるものとする。

5 法第二十六条第二項の規定により市町村に負担させる負担金で水資源開発施設の新築又は改築に係るものは、前項の都道府県の支払方法に準拠して支払わせるものとする。

第四十条 法第二十六条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金で水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に係るものの額は、次の式により算出した額に百分の五十（当該都道府県が、当該管理又は災害復旧工事についての法第二十五条第一項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該都道府県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて機構に申し出たときは、その申し出た割合）を乗じて得た額及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。

$M \times R - S$

上の式において、M、R及びSは、それぞれ次の数値を表すものとする。

M 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用の額（機構が納める義務がある消

費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額)

一 当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息の額

二 ダムに係る固定資産税等の納付に要する費用で当該水資源開発施設に係るものの額

R 災害復旧工事等都道府県農業分担割合

S 当該管理又は災害復旧工事について国の補助金がある場合にあつては当該補助金で当該都道府県に係るものの額、当該補助金がない場合にあつては零

2 前項の災害復旧工事等都道府県農業分担割合は、当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用の額

(機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、次に掲げる額が含まれるときは、当該額を控除した額) に対する当該都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担額の割合とする。ただし、その割合によることが、当該水資源開発施設に係る他の用途との関係において著しく公平を欠くと認められるときは主務大臣が関係行政機関の長と協議して別に定める割合、法第二十六条第一項

の規定により当該水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に要する費用を負担すべき他の都道府県との関係において著しく公平を欠くと認められるときは主務大臣が関係都道府県知事の意見を聴いて別に定める割合とする。

一 当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用に係る第二十九条の利息の額

二 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業が縮小された場合における当該事業の縮小に係る不要支出額（前号に掲げる額を除く。）

三 当該水資源開発施設の新築又は改築に関する事業に事業からの撤退をした者がある場合において、当該者の当該水資源開発施設に係る費用の負担について第三十条第二項の規定により算出した額（第一号に掲げる額を除く。）

四 法第二十七条の規定により機構が負担させる費用の額

3 第三十四条第一項から第三項までの規定は、第一項の都道府県の負担金の支払方法について準用する。

この場合において、同条第一項ただし書中「当該負担金を負担する土地改良区」とあり、及び同条第三項中「土地改良区負担金を負担する土地改良区」とあるのは、「第四十条第一項の負担金を負担する都道府

県」と読み替えるものとする。

4 法第二十六条第二項の規定により市町村に負担させる負担金で水資源開発施設の管理又は災害復旧工事に係るものは、前項の都道府県の支払方法に準拠して支払わせるものとする。

第四十一条 法第二十六条第一項の規定により県に負担させる負担金で愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に係るものの額は、管理に係るものにあつては第一号に掲げる額に、災害復旧工事に係るものにあつては第二号に掲げる額に、それぞれ百分の五十（当該県が、当該管理又は災害復旧工事についての法第二十五条第三項の規定による負担金を負担する土地改良区でその地区が当該県の区域内にあるものと協議して別に割合を定めて機構に申し出たときは、その申し出た割合）を乗じて得た額及びその額に対応する第三十五条第一項の利息の額とする。

一 当該愛知豊川用水施設の管理に係る第三十八条第二項の災害復旧工事等県農業分担額のうち、農林水産大臣が当該県知事の意見を聴いて定める施設の管理に要する費用に対応する部分の額（その施設の管理について国の補助金があるときは、当該補助金で当該県に係るものの額を控除した額）

二 当該愛知豊川用水施設の災害復旧工事に係る第三十八条第二項の災害復旧工事等県農業分担額（当該

災害復旧工事について国の補助金があるときは、当該補助金で当該県に係るものの額を控除した額)

2 第三十四条第一項から第三項までの規定は、前項の県の負担金の支払方法について準用する。この場合において、同条第一項ただし書中「当該負担金を負担する土地改良区」とあり、及び同条第三項中「土地改良区負担金を負担する土地改良区」とあるのは、「第四十一条第一項の負担金を負担する県」と読み替えるものとする。

3 法第二十六条第二項の規定により市町村に負担させる負担金で愛知豊川用水施設の管理又は災害復旧工事に係るものは、前項の県の支払方法に準拠して支払わせるものとする。

(受益者負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法)

第四十二条 法第二十七条の負担金を徴収する場合における負担金の徴収を受ける者の範囲及び徴収の方法については、特定多目的ダム法施行令第十一条の二から第十一条の五までの規定により特定多目的ダム法(昭和三十二年法律第三十五号)第九条第一項の負担金を徴収する場合の例による。

#### 第四章 水資源債券

(形式)

第四十三条 水資源債券は、無記名利札付きとする。

(発行の方法)

第四十四条 水資源債券の発行は、募集の方法による。

(水資源債券申込証)

第四十五条 水資源債券の募集に応じようとする者は、水資源債券申込証にその引き受けようとする水資源債券の数及び住所を記載し、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号。以下「社債等振替法」という。)の規定の適用がある水資源債券(次条第二項において「振替水資源債券」という。)の募集に応じようとする者は、前項の記載事項のほか、自己のために開設された当該水資源債券の振替を行うための口座(同条第二項において「振替口座」という。)を水資源債券申込証に記載しなければならない。

3 水資源債券申込証は、機構が作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 水資源債券の名称

二 水資源債券の総額

- 三 各水資源債券の金額
- 四 水資源債券の利率
- 五 水資源債券の償還の方法及び期限
- 六 利息の支払の方法及び期限
- 七 水資源債券の発行の価額
- 八 社債等振替法の規定の適用があるときは、その旨
- 九 社債等振替法の規定の適用がないときは、無記名式である旨
- 十 募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号

(引受け)

第四十六条 前条の規定は、政府若しくは地方公共団体が水資源債券を引き受ける場合又は水資源債券の募集の委託を受けた会社が自ら水資源債券を引き受ける場合においては、その引き受ける部分については、適用しない。

2 前項の場合において、振替水資源債券を引き受ける政府若しくは地方公共団体又は振替水資源債券の募

集の委託を受けた会社は、その引受けの際に、振替口座を機構に示さなければならない。

(成立の特則)

第四十七条 水資源債券の応募総額が水資源債券の総額に達しないときでも水資源債券を成立させる旨を水資源債券申込証に記載したときは、その応募額をもって水資源債券の総額とする。

(払込み)

第四十八条 水資源債券の募集が完了したときは、機構は、遅滞なく、各水資源債券についてその全額の払込みをさせなければならない。

(債券の発行)

第四十九条 機構は、前条の払込みがあつたときは、遅滞なく、債券を発行しなければならない。ただし、水資源債券につき社債等振替法の規定の適用があるとき、又は水資源債券の応募若しくは引受けをしようとする者がその応募若しくは引受けに際し水資源債券につき社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）に規定する登録の請求をしたときは、この限りでない。

2 各債券には、第四十五条第三項第一号から第六号まで、第九号及び第十号に掲げる事項並びに番号を記

載し、機構の理事長がこれに記名押印しなければならない。

(水資源債券原簿)

第五十条 機構は、主たる事務所に水資源債券原簿を備えて置かなければならない。

2 水資源債券原簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 水資源債券の発行の年月日

二 水資源債券の数(社債等振替法の規定の適用がないときは、水資源債券の数及び番号)

三 第四十五条第三項第一号から第六号まで、第八号及び第十号に掲げる事項

四 元利金の支払に関する事項

(利札が欠けている場合)

第五十一条 水資源債券を償還する場合において、欠けている利札があるときは、これに相当する金額を償還額から控除する。ただし、既に支払期が到来した利札については、この限りでない。

2 前項の利札の所持人がこれと引換えに控除金額の支払を請求したときは、機構は、これに応じなければならない。

(発行の認可)

第五十二条 機構は、法第三十二条第一項の規定により水資源債券の発行の認可を受けようとするときは、水資源債券の募集の日の二十日前までに次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 水資源債券の発行を必要とする理由
  - 二 第四十五条第三項第一号から第八号までに掲げる事項
  - 三 水資源債券の募集の方法
  - 四 水資源債券の発行に要する費用の概算額
  - 五 第二号に掲げるもののほか、債券に記載しようとする事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 作成しようとする水資源債券申込証
  - 二 水資源債券の発行により調達する資金の用途を記載した書面
  - 三 水資源債券の引受けの見込みを記載した書面

## 第五章 補助金

第五十三条 水道に係る法第三十五条の規定による補助金の額は、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供し、又は供しようとしていた者について第三十条第一項から第三十二條第一項の規定により算出した額（第三十条第二項又は第三十二條第一項の規定により算出した額にあつては、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める額に限る。）から当該補助金の交付の決定の日までに本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費につき生ずる第二十九条の利息以外の利息の額を控除した額を基礎とし、厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準により算出した額を合算した額の三分の一の額とする。ただし、当該水資源開発施設を利用して流水を水道の用に供する者につき、その者の負担すべき同項の負担金を減ずる必要があると認められる特別の事情がある場合は、二分の一の額とする。

2 工業用水道に係る法第三十五条の規定による補助金の額は、当該水資源開発施設を利用して流水を工業用水道の用に供し、又は供しようとしていた者について第三十条第一項から第三十二條第一項の規定により算出した額（第三十条第二項又は第三十二條第一項の規定により算出した額にあつては、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める額に限る。）から当該補助金の交付の決定の日までに本工事

費、附帯工事費、用地費及び補償費につき生ずる第二十九条の利息以外の利息の額を控除した額を合算した額の百分の四十以内の額とする。

3 かんがい排水に係る法第三十五条の規定による補助金で水資源開発施設（かんがい特定施設を除く。）の新築又は改築に係るものの額は、法第二十六条第一項の規定により当該水資源開発施設の新築又は改築に要する費用を負担すべき都道府県に係る第三十三条第一項の都道府県農業分担額（同条第三項に規定する場合にあつては、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める額に限る。次項において同じ。）を合算した額に、百分の七十を超えない範囲内で農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とする。

4 前項の水資源開発施設の新築又は改築につき法第二十六条第一項の規定により当該新築又は改築に要する費用を負担する都道府県に適用団体であるものがある場合においては、前項の規定による補助金の額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した額に、次の式により算出した額を加算した額とする。ただし、その額を加算したことにより、当該適用団体である都道府県について第三十九条第一項の規定により算出された負担金の額（第二十九条の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）の当該適

用団体である都道府県に係る都道府県農業分担額に対する割合が十分の一以下となる場合においては、当該適用団体である都道府県に係る加算額は、当該割合が十分の一となるように算定される額とする。

$$A \times R \times (r - 1)$$

この式において、A、R及びrは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該適用団体である都道府県に係る第三十二条第一項の都道府県農業分担額

R 前項の規定により農林水産大臣が定める割合

r 引上率

5 第三項に規定する補助金が機構が承継した国の水資源開発事業に係るものである場合においては、当該補助金の額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定された額から、当該機構が承継した国の水資源開発事業を行うにつき国が要した費用の額のうち農林水産大臣が財務大臣と協議して定める額を控除した額とする。

6 かんがい排水に係る法第三十五条の規定による補助金で当該水資源開発施設（かんがい特定施設を除く。）の災害復旧工事に係るものの額は、法第二十六条第一項の規定により当該水資源開発施設の災害復旧

工事に要する費用を負担すべき都道府県ごとに当該費用の額（機構が納める義務がある消費税及び地方消費税に相当する額を除くほか、当該都道府県が同項の規定により負担すべき当該水資源開発施設の災害復旧工事に要する費用に係る第三十五条第一項の利息があるときは、当該利息の額を控除した額）に当該都道府県に係る第四十条第一項の災害復旧工事等都道府県農業分担割合を乗じて得た額を合算した額に、百分の六十五以上において農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とする。

7 前各項に規定する補助金の交付の方法は、第一項に規定する補助金に係るものにあつては厚生労働大臣、第二項に規定する補助金に係るものにあつては経済産業大臣、第三項から前項までに規定する補助金に係るものにあつては農林水産大臣が定める。

第五十四条 法第三十五条の規定による補助金で愛知豊川用水施設の災害復旧工事に係るものの額は、法第二十六条第一項の規定により当該愛知豊川用水施設の災害復旧工事に要する費用を負担すべき県ごとの第三十八条第二項の災害復旧工事等県農業分担額を合算した額に、百分の六十五以上において農林水産大臣が財務大臣と協議して定める割合を乗じて得た額とする。

2 前項に規定する補助金の交付の方法は、農林水産大臣が定める。

## 第六章 雑則

(主務大臣等)

第五十五条 法第三十七条第二項第二号の政令で定める多目的用水路は、法第二条第四項の多目的ダムと一体として新築、改築、管理その他の業務が行われる多目的用水路とする。

2 法第三十七条第二項第四号に規定する業務に関する主務大臣は、当該業務の目的に従って、当該業務の対象となる施設ごとに、厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるところにより、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣とする。

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第五十六条 法第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定により意見を聴くべき独立行政法人評価委員会は、次の各号に掲げる業務の区分に応じて、当該各号に定める独立行政法人評価委員会とする。

一 厚生労働大臣が主務大臣である業務 厚生労働省の独立行政法人評価委員会

- 二 農林水産大臣が主務大臣である業務 農林水産省の独立行政法人評価委員会
- 三 経済産業大臣が主務大臣である業務 経済産業省の独立行政法人評価委員会
- 四 国土交通大臣が主務大臣である業務 国土交通省の独立行政法人評価委員会

2 法第四十二条第三項の規定により意見を聴くべき独立行政法人評価委員会は、前項第一号から第三号までに掲げる業務の区分に応じて、当該各号に定める独立行政法人評価委員会とする。

(他の法令の準用)

第五十七条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。

- 一 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）第二十五条第一項、第二十八条ノ二から第三十一条まで、第三十五条第三項及び第六十一条（これらの規定を船舶登記規則（明治三十二年勅令第二百七十号）第一条において準用する場合を含む。）、第百六条第二項並びに第百四十八条
- 二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）
- 三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条

第一項第一号（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（同法第三百零八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十三条第三項（同法第八十四条第三項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、並びに第二百五条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、

四 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十条の二第一項第一号

五 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第五十六条第一項、第三項及び第四項並びに第六十六条第二項

六 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五十号）第五条ただし書（同法第四十五条において準用する場合を含む。）、及び同法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）、  
において準用する土地収用法第二十一条

七 河川法第九十五条（同法第一百条第一項において準用する場合を含む。）、

- 八 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第百一号）第八条第三項
- 九 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第百三号）第九条第三項
- 十 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条の六第一項、第五十九条第三項、第六十三條第一項及び第八十条第一項
- 十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第七条第四項及び第十三条
- 十二 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第三十一条
- 十三 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（同法第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十項第二号、第二十六条第三項第四号、第二十七条第九項第二号、第二十八条第六項第三号及び第四十九条第三項
- 十四 都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）第五条第八項
- 十五 集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第六条第一項第三号
- 十六 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一

項第六号及び第五十四条

十七 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）第四条第二項

十八 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第九条において準用する土地収用法第十一条第一項ただし書及び第十五条第一項、第十一条第一項第一号、第十八条並びに第三十九条ただし書

十九 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第四百号）第十一条

二十 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百五十八号）第三十六条の三、第三十七条の二及び第三十八条の三

二十一 文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）第四条第五項及び第六項第一号

二十二 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）第四条及び第十二条

二十三 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第

二百六十六号) 第六条

二十四 被災市街地復興特別措置法施行令(平成七年政令第三十六号) 第三条

2 前項の規定により次の表の上欄に掲げる法令の規定を準用する場合においては、これらの規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替えるものとする。

<p>不動産登記法第三十五条第三項</p>	<p>命令又ハ規則ヲ以テ指定セラレタル官庁又ハ公署ノ職員</p>	<p>独立行政法人水資源機構ノ理事長ガ指定シ其旨ヲ官報ヲ以テ公告シタル独立行政法人水資源機構ノ役員又ハ職員</p>
<p>土地収用法第二十一条第一項(同法第三百二十八条第一項及び公共用地の取得に関する特別措置法第八条(同法第四十五条において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)</p>	<p>行政機関若しくはその地方支分部局の長</p>	<p>独立行政法人水資源機構</p>

<p>土地収用法第二十一条第二項（同法第三百三十八条第一項及び公共用地の取得に関する特別措置法第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）</p>	<p>行政機関又はその地方支分部局の長</p>	<p>独立行政法人水資源機構</p>
<p>土地収用法第二百二十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）</p>	<p>当該事業の施行について権限を有する行政機関又はその地方支分部局の長</p>	<p>独立行政法人水資源機構</p>

第五十八条 勅令及び政令以外の命令であつて国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、機構を国の行政機関とみなして、これらの命令を準用する。

（国家公務員共済組合法の適用に関する特例）

第五十九条 機構又は機構の役員若しくは職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等若しくは公庫等又は特定公庫等役員若しくは公庫等職員とみなして、同条の規定を適用する。

（事務の区分）

第六十条 第二十七条第二項並びに第二十八条第二項ただし書及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第四十三条までの規定及び附則第四十四条の規定（国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第七十八条第四号の改正規定に係る部分に限る。）は、平成十五年十月一日から施行する。

（承継資産に係る評価委員の任命等）

第二条 法附則第二条第七項の評価委員は、次に掲げる者につき国土交通大臣が任命する。

一 財務省の職員 一人

二 国土交通省の職員 一人

三 機構の役員（機構が成立するまでの間は、機構に係る通則法第十五条第一項の設立委員） 一人

四 学識経験のある者 二人

2 法附則第二条第七項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

3 法附則第二条第七項の規定による評価に関する庶務は、国土交通省土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。

（承継した積立金の処分）

第三条 機構は、法附則第二条第九項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を、機構の成立後最初の通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより

、当該最初の中期目標の期間における法第十二条及び附則第四条第一項に規定する業務の財源に充てること  
とができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、主務大臣（国土交通大臣を除く。）及び財務大臣に協議しなければならない。

（水資源開発公団の解散の登記の嘱託等）

第四条 法附則第二条第一項の規定により水資源開発公団（以下「公団」という。）が解散したときは、国土交通大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

（土地改良区負担金等の支払方法の特例）

第五条 特定施設以外の水資源開発施設（かんがい排水の用途に供される施設を含むものに限る。以下「かんがい排水等施設」という。）の新築又は改築の工事で当該かんがい排水等施設を利用して流水をかんが

いの用に供する者の農業経営の状況からみて当該新築又は改築の工事に係る土地改良区負担金の全部又は一部を元利均等年賦支払以外の年賦支払の方法により支払わせることを相当と認めて主務大臣が指定するものについての第三十四条第一項及び第二項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「元利均等年賦支払」とあるのは、「主務大臣の定める年賦支払」とする。

（土地改良区負担金等の支払期間の始期の特例）

第六条 主務大臣は、当分の間、第三十四条第二項（第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、水資源開発公団法施行令の一部を改正する政令（平成二年政令第三百十八号。次項において「平成二年改正令」という。）の施行の際現に公団が行っていたかんがい排水等施設の新築又は改築の工事であつて法附則第二条第一項の規定により機構が承継して行うものにつきその一部が完了した場合において、当該新築又は改築の工事に係る土地改良区負担金及び法第二十六条第一項の規定により都道府県に負担させる負担金のうちその完了した工事の部分に応ずる負担金の部分を当該新築又は改築の工事が完了する以前に負担させることが適当であると認めるときは、当該新築又は改築の工事の一部が完了し

た年度の翌年度以降の年度を当該負担金の部分についての支払期間の始期として指定することができる。

この場合には、主務大臣は、あらかじめ、当該土地改良区及び当該都道府県の同意を得なければならない。

- 2 都道府県は、当分の間、第三十九条第五項の規定にかかわらず、平成二年改正令の施行の際現に公団が行っていたかんがい排水等施設の新築又は改築の工事であつて法附則第二条第一項の規定により機構が承継して行うものにつきその一部が完了した場合において、当該新築又は改築の工事に係る法第二十六条第二項の規定により市町村に負担させる負担金のうちその完了した工事の部分に應ずる負担金の部分を当該新築又は改築の工事が完了する以前に負担させることが適当であると認めるときは、当該新築又は改築の工事の一部が完了した年度の翌年度以降の年度を当該負担金の部分についての支払期間の始期として指定することができる。この場合には、当該都道府県は、あらかじめ、当該市町村の同意を得なければならない。

い。  
(国の無利子貸付け等)

第七条 法附則第五条第二項の規定により国が機構に対し貸付けを行った場合は、第三十条第五項、第三十条第一項及び第四十条第一項中「補助金がある場合」とあるのは「補助金又は法附則第五条第二項の規

定による貸付金について償還すべき金額（同条第七項に規定する場合にあっては、同項の規定により償還が行われたものとみなされるまでの間における当該償還に係る金額を含む。以下この項において同じ。）がある場合」と、「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は当該償還すべき金額」と、第三十二条第一項後段、第三十三条第一項、第三十八条第二項並びに第四十一条第一項第一号及び第二号中「補助金があるときは、当該補助金」とあるのは「補助金があるとき、又は法附則第五条第二項の規定による貸付金について償還すべき金額（同条第七項に規定する場合にあっては、同項の規定により償還が行われたものとみなされるまでの間における当該償還に係る金額を含む。以下この項において同じ。）があるときは、当該補助金又は当該償還すべき金額」と、第三十九条第一項中「補助金があるときは、第五十三条第三項の規定により算定された補助金」とあるのは「補助金又は法附則第五条第二項の規定による貸付金について償還すべき金額（同条第七項に規定する場合にあっては、同項の規定により償還が行われたものとみなされるまでの間における当該償還に係る金額を含む。以下この項において同じ。）があるときは、当該補助金又は当該償還すべき金額のうち第五十三条第三項の規定により算出された額に相当するもの」と、「第五十三条第四項の規定により加算される補助金の額」とあるのは「当該補助金又は当該償還すべき金額の

うち第五十三条第四項の規定により加算される額に相当するもの」とする。

2 法附則第五条第三項の政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。

3 前項の期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る法附則第五条第一項及び第二項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。

4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。

6 法附則第五条第七項の政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

(水資源開発公団法施行令及び水資源開発債券令の廃止)

第八条 次に掲げる政令は、廃止する。

一 水資源開発公団法施行令(昭和三十七年政令第百七十七号)

二 水資源開発債券令(昭和三十九年政令第六十八号)

(水資源開発公団法施行令の廃止に伴う経過措置)

第九条 前条の規定による廃止前の水資源開発公団法施行令(以下「旧水公団法施行令」という。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この政令中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十条 附則第八条の規定の施行前に公団が旧水公団法施行令第九条第一項の規定により作成した河川法第十四条第一項の操作規則は、法第十六条の規定により作成された施設管理規程の一部とみなす。

第十一条 附則第八条の規定の施行前に発生した災害の災害復旧工事に係る一箇所の工事の費用の最低額については、第二十六条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十二条 附則第八条の規定の施行前に旧水公団法施行令第二十一条第二項の規定により算出した額に乗ず

べき割合が百分の十を超えるものとされていた流水をかんがいの用に供する者の負担金の額については、

「<sup>一</sup>」  
第二十七条第二項中「<sup>一</sup>とあるのは、「附則第八条の規定による廃止前の水資源開発公団法施行令第二<sup>一〇</sup>」

十一<sup>一</sup>第一項に規定する繰出した額に對し、<sup>一</sup>として、同項の規定を適用する。

第十三条 附則第八条の規定の施行前に次の表の上欄に掲げる規定により国土交通大臣及び主務大臣が定め  
た負担金の支払期間、利子率その他支払方法に関する事項は、それぞれ、同条の規定の施行後においても  
、機構がこれらに代わるものとして同表の下欄に掲げる規定により負担金の支払期間、利子率その他支払  
方法に関する事項を定めるまでの間は、なおその効力を有する。

旧水公団法施行令第二十四条第四項	第三十一条
旧水公団法施行令第二十四条の二第五項本文	第三十四条第二項及び第三項
旧水公団法施行令第二十六条第三項（同条第一項又は第二項の水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の災害復旧工事につき負担する負担金に係る部分に限る。）	第三十七条第二項から第五項まで

旧水公団法施行令第二十六条の二第四項において準用する旧水公団法施行令第二十四条第四項	第三十八条第四項において準用する第三十条第二項及び第三項
旧水公団法施行令第二十六条の三第四項において準用する旧水公団法施行令第二十四条第四項	第三十九条第四項において準用する第三十条第二項及び第三項
旧水公団法施行令第二十六条の四第三項において準用する旧水公団法施行令第二十四条第四項	第四十条第三項において準用する第三十条第二項及び第三項
旧水公団法施行令第二十六条の五第二項において準用する旧水公団法施行令第二十四条第四項	第四十一条第二項において準用する第三十条第二項及び第三項

2 前項の規定にかかわらず、附則第八条の規定の施行前に旧水公団法施行令附則第六項の規定により主務

大臣が指定したかんがい排水等施設の新築又は改築の工事については、同項の規定により読み替えて適用する旧水公団法施行令第二十四条の二第五項本文（旧水公団法施行令第二十六条の三第四項において準用する場合を含む。）に規定する支払期間を、第三十四条第二項（第三十九条第四項において準用する場合

を含む。)の規定に基づき機構が定めた支払期間とみなす。

第十四条 附則第八条の規定の施行前に旧水公団法施行令第二十四条の二第二項の規定により主務大臣が定めた都道府県農業分担額の都道府県ごとの按分額は、第三十三条第二項第二号の規定により機構が定めたものとみなす。

2 附則第八条の規定の施行前に旧水公団法施行令第二十六条の二第三項の規定により農林水産大臣が定めた災害復旧工事等県農業分担額の県ごとの按分額は、第三十八条第三項第二号の規定により機構が定めたものとみなす。

第十五条 昭和五十七年度から平成四年度までに公団が行った水資源開発施設の新築又は改築の工事(旧水公団法施行令附則第九項から第十三項までの規定の適用があつたものに限る。)であつて、附則第八条の規定の施行前に国の補助額又は都道府県の負担額が確定していないものについては、同条の規定の施行後においても、旧水公団法施行令第二十六条の三第一項、第二十七条第三項及び第四項並びに附則第九項から第十三項までの規定は、なおその効力を有する。

第十六条 旧水公団法施行令第三十条(第一項第二十一号及び第二項の表登記手数料令第七条の項に係る部

分に限る。)の規定は、平成十六年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。この場合において、旧水公団法施行令第三十条第一項中「公団」とあり、及び同条第二項の表登記手数料令第七条の項中「水資源開発公団」とあるのは、「独立行政法人水資源機構」とする。

(水資源開発債券令の廃止に伴う経過措置)

第十七条 公団が法附則第六条の規定による廃止前の水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第三十九条第一項の規定により発行した水資源開発債券に係る水資源開発債券原簿及び利札の取扱いについては、附則第八条の規定の施行後においても、同条の規定による廃止前の水資源開発債券令第八条及び第九条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同令第八条第一項中「公団は、主たる事務所」とあるのは「独立行政法人水資源機構は、その水資源開発債券原簿に係る水資源開発債券の償還及びその利息の支払を完了するまでの間、主たる事務所に」と、同条第二項第三号中「第三条第二項第一号」とあるのは「独立行政法人水資源機構法施行令附則第八条の規定による廃止前の水資源開発債券令第三条第二項第一号」と、同令第九条第二項中「公団」とあるのは「独立行政法人水資源機構」とする。

(地方自治法施行令の一部改正)

第十八条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一水資源開発公団法施行令（昭和三十七年政令第七十七号）の項を削り、同表に次のように加える。

独立行政法人水資源機構法 施行令（平成十五年政令第 号）	第二十七条第二項並びに第二十八条第二項ただし書及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務
------------------------------------	---

（国家公務員退職手当法施行令の一部改正）

第十九条 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二十八号を次のように改める。

二十八 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団（水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）

附則第二条第一項の規定により解散した旧愛知用水公団を含む。）

第九条の四第十四号を次のように改める。

十四 独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団

(地方財政再建促進特別措置法施行令の一部改正)

第二十条 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和三十年政令第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二中「及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人水資源機構」に改める。

(首都圏整備法施行令等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる政令の規定中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

一 首都圏整備法施行令(昭和三十二年政令第三百三十三号)第十五条第一号の表第十条第一号及び第二号に規定する事項に係る事業の項

二 近畿圏整備法施行令(昭和四十年政令第五百五十九号)第三条第一号の表前条第二号イに掲げる施設に係る事業の項

三 中部圏開発整備法施行令(昭和四十二年政令第二十号)第十条第一号の表第三条第二号及び第四条第

一号に掲げる施設に係る事業の項

四 国土利用計画法施行令（昭和四十九年政令第三百八十七号）第十四条

五 農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）第八条第二項及び第三項並びに第七十六条第三号

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二十二條 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第四十三條第一項第一号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団」に改め、同条第二項第一号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団」に改める。

附則第三十一条中「附則第二条第一項」の下に「及び独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項」を加える。

（公団等の恩給納付金に関する政令の一部改正）

第二十三条 公団等の恩給納付金に関する政令（昭和三十四年政令第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「都市基盤整備公団、水資源開発公団」を「都市基盤整備公団、独立行政法人水資源機構」に、  
「水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）附則第十一条」を「独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第十二条」に、「若しくは職員（当該公団等が水資源開発公団、緑資源公団又は都市基盤整備公団である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律」を「若しくは職員（当該公団等が独立行政法人水資源機構、緑資源公団又は都市基盤整備公団である場合には、水資源開発公団法の一部を改正する法律（昭和四十三年法律第七十三号）」に、「又は職員（当該公団等が水資源開発公団」を「又は職員（当該公団等が独立行政法人水資源機構」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第二十四条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二第二号中「独立行政法人北海道開発土木研究所」の下に、「独立行政法人水資源機構」を加え

、同表第三号中「、水資源開発公団」を削る。

(公共用地の取得に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二十五条 公共用地の取得に関する特別措置法施行令(昭和三十六年政令第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第六項中「水資源開発公団が」を「独立行政法人水資源機構が」に、「水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第十八条第一項第一号に掲げる施設」を「独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)による水資源開発施設」に改める。

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第二十六条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第一号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構(独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。)」に改める。

第四十二条第四項第一号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構（法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。））」に改める。

（国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令等の一部改正）

第二十七条 次に掲げる政令の規定中「、水資源開発公団」を削る。

一 国の利害に係りのある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める

政令（昭和三十七年政令第三百九十三号）本則

二 国土交通省設置法第四条第二十九号の業務等を定める政令（平成十二年政令第二百九十七号）第二条

三 独立行政法人建築研究所法第十一条第五号の公共的団体を定める政令（平成十二年政令第三百二十九

号）本則

四 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）第一条

（独立行政法人等登記令の一部改正）

第二十八条 独立行政法人等登記令（昭和三十九年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表水資源開発公団の項を削る。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に規定する主務大臣を定める政令の一部改正)

第二十九条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に規定する主務大臣を定める政令(昭和四十年政令第二百四号)の一部を次のように改正する。

本則中「、阪神高速道路公団が発行するものにあつては国土交通大臣、水資源開発公団が発行するものにあつては国土交通大臣」を「阪神高速道路公団が発行するものにあつては国土交通大臣」に改める。

(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に基づき政府が保証契約をすることが定める法人を定める政令の一部改正)

第三十条 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律に基づき政府が保証契約をすることが定める法人を定める政令(昭和四十年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。

本則中「及び水資源開発公団」を削る。

(行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令の一部改正)

第三十一条 行政相談委員法第二条第一項第一号の法人を定める政令（昭和四十一年政令第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の下に「、独立行政法人水資源機構」を加え、第四号中「、水資源開発公団」を削る。

（首都圏近郊緑地保全法施行令の一部改正）

第三十二条 首都圏近郊緑地保全法施行令（昭和四十二年政令第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号、第二号イ若しくは第三号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）

（近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令の一部改正）

第三十三条 近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行令（昭和四十三年政令第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第四号を次のように改める。

四 独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十二条第一項第一号、第二号イ若しくは第三号（水資源開発施設に係る部分に限る。）に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務（これに附帯する業務を除く。）に係る行為（前号に掲げるものを除く。）  
（都市計画法施行令の一部改正）

第三十四条 都市計画法施行令の一部を次のように改正する。

第二十一条第二十九号を次のように改める。

二十九 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第二条第二項に規定する水資源開発施設である建築物

第三十八条の十中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改める。

（海洋水産資源開発促進法施行令の一部改正）

第三十五条 海洋水産資源開発促進法施行令（昭和四十六年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。  
第二条第三号を次のように改める。

三 独立行政法人水資源機構

(都市緑地保全法施行令の一部改正)

第三十六条 都市緑地保全法施行令(昭和四十九年政令第三号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号を次のように改める。

四 独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第百八十二号)第十二条第一項(同項第二号八及び第四号を除く。)に規定する業務又は同法附則第四条第一項に規定する業務(これに附帯する業務を除く。)に係る行為(前号に掲げるものを除く。)

(文化財保護法施行令の一部改正)

第三十七条 文化財保護法施行令の一部を次のように改正する。

第一条中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の下に「、独立行政法人水資源機構」を加え、「、水資源開発公団」を削る。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正)

第三十八条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十二号)の一部を

次のように改正する。

第一号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の下に「及び独立行政法人水資源機構」を加え、第二号中「、水資源開発公団」を削る。

附則第二項第二号中「独立行政法人北海道開発土木研究所」の下に「、独立行政法人水資源機構」を加え、同項第三号中「、水資源開発公団」を削る。

（国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令の一部改正）

第三十九条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」の下に「及び独立行政法人水資源機構」を加え、同条第二号中「、水資源開発公団」を削る。

（外国人登録法施行令の一部改正）

第四十条 外国人登録法施行令（平成四年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第十四号を次のように改める。

#### 十四 独立行政法人水資源機構

(環境影響評価法施行令の一部改正)

第四十一条 環境影響評価法施行令(平成九年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「水資源開発公団である」を「独立行政法人水資源機構である」に、「水資源開発公団が」を「独立行政法人水資源機構が」に、「水資源開発公団法(昭和三十六年法律第二百十八号)第二十条第一項」を「独立行政法人水資源機構法(平成十四年法律第八十二号)第十三条第一項」に、「水資源開発公団法第二十条第一項」を「独立行政法人水資源機構法第十三条第一項」に改める。

別表第四の三の項中「水資源開発公団法第二十条第一項」を「独立行政法人水資源機構法第十三条第一項」に改める。

(公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令の一部改正)

第四十二条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第一項第二号の法人を定める政令(平成十二年政令第五百二十三号)の一部を次のように改正する。

第百八号を次のように改める。

百八 独立行政法人水資源機構

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第四十二条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「、水資源開発公団」を削り、同条第三号中「及び独立行政法人日本万国博覧会記念機構」を「、独立行政法人日本万国博覧会記念機構及び独立行政法人水資源機構」に改める。

(国土交通省組織令の一部改正)

第四十四条 国土交通省組織令の一部を次のように改正する。

第七十八条第四号中「水資源開発公団」を「独立行政法人水資源機構」に改め、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 独立行政法人評価委員会水資源機構分科会の庶務に関すること。

(国土交通省独立行政法人評価委員会令の一部改正)

第四十五条 国土交通省独立行政法人評価委員会令（平成十二年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表国際観光振興機構分科会の項の次に次のように加える。

水資源機構 分科会	独立行政法人水資源機構
--------------	-------------

第九条の表国際観光振興機構分科会の項の次に次のように加える。

水資源機構分科会	土地・水資源局水資源部水資源政策課において処理する。
----------	----------------------------

## 理由

独立行政法人水資源機構法の施行に伴い、事業実施計画及び施設管理規程の記載事項、独立行政法人水資源機構の業務の実施に要する費用の負担方法、水資源債券に関する事項、同機構に対する補助金の額等を定める必要があるからである。